

# 新型コロナウイルスなどの感染症対策のための 家庭でのごみの出し方

## 家庭ごみを出すときに心がける5つのこと

**1**

ごみ袋はしっかり縛って封をしましょう!

**2**

ごみ袋の空気を抜いて出しましょう!

**3**

生ごみは水切りをしましょう!

**4**

普段からごみの減量を心がけましょう!

**5**

分別・収集ルールを確認しましょう!

### 新型コロナウイルスなどの感染症の感染者やその疑いのある人の使用済みマスクの捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した人やその疑いのある人がご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下のことを心がけてごみを出しましょう。

- ① **ごみ箱にごみ袋をかぶせ、いっぱいにならないようにしましょう!**  
ごみは、いっぱいになる前に早めに  
出しましょう。
- ② **ごみ箱に直接触れることのないよう、しっかり縛って出しましょう!**  
ごみは、空気を抜いてからしっかり縛って出しましょう。万一、ごみが袋の外面に触れた場合や、袋が破れている場合は、ごみ袋を二重にしてください。
- ③ **ごみを捨てたあとはしっかり手を洗きましょう!**  
石けんを使って、流水で手をよく洗きましょう。

以上の点に気を付けてごみを出していただくことが、ご家庭にとっても、ごみを収集・処理する作業員にとっても、ごみの円滑・安全な収集・処理を行う上で大切な行動です。皆さんのご協力をよろしくお願いします。

☎清掃事務所(☎0848-48-2900)

## くらしの窓

市からのお知らせ

### 日曜にも受け取れます マイナンバーカード

- ☑ 11月28日(日)、12月12日(日) 8:30~12:00  
※次回は12月26日(日)です。
- ☑ 本庁市民課のみ
- ☑ 市民課以外の各支所が交付場所になっている人は、交付日の4日前までに交付場所変更の連絡をしてください。
- ☑ マイナンバーカード(個人番号カード)の交付案内が届いた人
- ☑ マイナンバーカード交付通知書兼照会書(交付案内に同封)
  - ・本人確認書類(交付案内参照)
  - ・通知カード(回収します)
  - ・住民基本台帳カード(回収します・お持ちの人のみ)
- ☑ 市民課(☎0848-38-9166)

### 金曜は午後7時まで市民課 関係窓口を時間延長します

- ☑ 本庁市民課、因島総合支所市民生活課
- ☑ 戸籍、住民票、印鑑・所得証明の発行、パスポートの受け取りなど
- ※住所変更、パスポートの申請はできません。
- ☑ 市民課(☎0848-38-9102)  
因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)
- ※所得に関する証明については、事前に担当課へご確認ください。
- ☑ 収納課(☎0848-38-9172)  
因島瀬戸田市民税係(☎0845-26-6227)

### 理・美容店、クリーニング、飲食店は「Sマーク」登録店が安心です

「Sマーク」を店頭に表示している店舗は、標準営業約款制度に従って営業しています。これは、法律で定められた消費者(利用者)擁護のための制度で、登録店は、安全・安心・清潔を約束する信頼できるお店です。  
☑ (公財)広島県生活衛生営業指導センター(☎082-532-1200)

### 食品等事業者の皆さんへ 営業届出のご案内

食品衛生法の改正により、営業届出制度が創設されました。対象者は「営業届」を提出する必要があります。

☑ 「許可を要する営業」と「届出対象外の営業」以外の営業を行っている人(乾燥野菜や野菜・果物の加工品製造業、製粉業、弁当販売業、野菜果物販売業など)

※農家(生産者)の人や生産者団体が行う農産物の簡易な加工は「採取業」として取扱われ、「営業」には該当しないため、営業届出は不要です。

☑ 11月30日(火)

☑ インターネット(食品衛生申請等システム)か所定の様式で

※詳しくは、広島県HP「新たな営業届出制度について」をご覧ください。

☑ 広島県東部保健所生活衛生課(☎0848-25-4642)



▲広島県HP

### 11月9日~15日は、秋の火災予防運動です 「おうち時間 家族で点検 火の始末」

## 住宅防火 いのちを守る10のポイント を守って、火災を防ぎましょう。

**4つの習慣**

- 1 寝たばこは絶対しない、させない。
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- 3 こんろを使うときは火のそばを離れない。
- 4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessaryなプラグは抜く。

**6つの対策**

- 1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は**安全装置**の付いた機器を使用する。
- 2 火災の早期発見のために、**住宅用火災警報器**を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、**防災品**を使用する。
- 4 火災を小さいうちに消すために、**消火器等**を設置し、使い方を確認しておく。
- 5 お年寄りや身体の不自由な人は、**避難経路と避難方法**を常に確保し、備えておく。
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、**地域ぐるみの防火対策**を行う。

☑ 消防局予防課(☎0848-55-9123)